

## 「国民健康保険条例」及び「国民健康保険税条例」の一部改正

### 1. 国民健康保険条例

【改正の内容】被保険者が死亡したときに、葬祭を行う者に対し支給する葬祭費の支給額の改正

現 行	改 正 後
20,000円	30,000円

### 2. 国民健康保険税条例

【改正の内容①】国民健康保険税率の改正

区 分		現 行	改 正 後
基礎課税分 (医療分)	所得割	8.05 %	8.33 %
	均等割	20,000 円	21,100 円
	平等割	29,500 円	30,800 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.00 %	2.16 %
	均等割	5,400 円	5,900 円
	平等割	7,600 円	8,300 円
介護分	所得割	2.10 %	2.03 %
	均等割	7,100 円	7,300 円
	平等割	6,900 円	6,900 円

【改正の内容②】国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の改正(軽減判定所得の変更)

軽減割合	現 行	改 正 後
5割	世帯の所得の合計額 33万円 + (27万円) × 加入者及び特定同一世帯所属者人数)	世帯の所得の合計額 33万円 + (27万5千円) × 加入者及び特定同一世帯所属者人数)
2割	世帯の所得の合計額 33万円 + (49万円) × 加入者及び特定同一世帯所属者人数)	世帯の所得の合計額 33万円 + (50万円) × 加入者及び特定同一世帯所属者人数)

※特定同一世帯所属者：年齢到達等により国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した者。

【モデルケースによる比較】夫婦、子ども2人の4人世帯の場合（収入は夫のみ）

軽減割合	現 行	改 正 後
5割	33万円 + (27万円) × 4人) = 1,410,000円未満 給与収入に換算すると約2,272,000円未満	33万円 + (27万5千円) × 4人) = 1,430,000円未満 給与収入に換算すると約2,304,000円未満
2割	33万円 + (49万円) × 4人) = 2,290,000円未満 給与収入に換算すると約3,532,000円未満	33万円 + (50万円) × 4人) = 2,330,000円未満 給与収入に換算すると約3,592,000円未満

### 3. 施行年月日 平成30年4月1日